

Ⅱ 介護福祉機器助成コース

Ⅱ-1. 支給のための要件

A 機器導入助成

(1) 計画を作成し、労働局長の認定を受けること

計画の作成

① 計画の内容

計画の作成にあたっては、「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書」（様式第b-1号）、「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【計画提出時】」（様式第b-1号別紙）に基づき、以下の内容を検討してください。

- 導入する介護福祉機器の品目、台数、費用、メンテナンス方法
- 導入機器の使用を徹底するための研修の予定日、内容、費用
- 導入効果を把握するスケジュール

② 計画期間

3か月以上1年以内

計画開始日は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日になります。

※ 新規創業事業主の場合、計画期間の開始日は上記と同様ですが、事業が開始された月の初日から3か月以上の期間を設ける必要があります。

③ 計画認定申請に必要な書類

□ 1	「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書」（様式第b-1号） 「職場定着支援助成金 導入・運用計画対象経費内訳書【計画提出時】」（様式第b-1号別紙）		
□ 2	主たる事業が介護事業以外の事業主が、経営する介護事業所に機器を導入する場合	計画時離職率算定期間に係る「介護労働者名簿」（様式第b-1号別紙2）	
□ 3	介護事業主であることが確認できる書類		介護保険指定事業所の指定通知書など
□ 4	介護福祉機器のカatalog、価格表、見積書（写）		
□ 5	対象事業所における計画時離職率の算出に係る期間の雇用保険一般被保険者離職状況がわかる書類	離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）等	
□ 6	その他管轄労働局長が必要と認める書類		

④ 計画の提出期限

計画開始日からさかのぼって、**6か月前～1か月前の日の前日までに**提出してください。

⑤ 計画の提出先

計画書を介護福祉機器を導入する事業所の所在地を管轄する各都道府県労働局*に提出してください。

* ハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

計画内容について、審査の上、適切であると認められる場合は、「認定通知書」により通知します。

介護福祉機器の導入、適切な運用により労働環境を改善し、それが介護労働者の雇用管理の改善につながる計画内容であること、また、その計画の実施により、介護労働者の身体的負担軽減などに一定の効果が見込まれること等の認定基準に照らして審査します。

(2) 認定された導入・運用計画に基づき機器を導入し、 介護労働者の雇用管理改善に努めること

a. 機器の導入・運用

① 機器の導入・運用とは

介護福祉機器の導入とは、介護福祉機器を設置または整備することをいい、運用とは、当該機器を適切かつ効果的に活用して介護関係業務に用いることをいいます。

ただし、**介護福祉機器の設置に係る費用（工事費等）は支給対象に含みません。**

② 導入効果の把握

助成金の支給を受けるためには、介護福祉機器を導入したことによって、効果的な介護関係業務が行われたかどうかを把握することが必要です。機器の導入前と機器の導入後、計画期間終了までに、それぞれ実施したアンケート結果に基づき、導入効果を測定・評価します。（アンケートの様式例を用意していますのでご利用ください。）

また、支給申請時に提出する「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】」（様式第b-5号別紙）には、導入効果を把握するためのアンケートの実施状況や実施結果を記入し、**実際に記入されたアンケート用紙も提出してください。**なお、アンケートの回収率が**80%以上**であることが必要です。

導入効果は、**身体的負担が大きいと感じている職員数の改善率**で評価します。

改善率が70%以上であった場合には**機器の導入関係費用**について支給決定を行います。

計画期間中は、特に以下のことに気をつけてください。

- 請求書、領収書、納品書などを保管すること（支給対象部分の金額が確認できるもの）。
- 分割払いの場合は、支給対象部分の費用の支払い計画を立てること（対象外部分を除く。）。
- 助成金の支給終了後も引き続き介護福祉機器の使用を予定すること。
- 機器の販売者に「介護福祉機器販売・賃貸証明書」（様式第b-6号）の記入・押印をもらうこと。
- 導入・運用計画期間終了までに導入効果を把握すること。
- 労働関係法令に違反しないこと。

b. 助成金の対象となる介護福祉機器

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるなど、所定の要件を満たすもので **1品10万円以上**であることが必要です。

1. 移動・昇降用リフト

2. 自動車用車いすリフト ※福祉車両の場合は本体を除いたリフト部分のみ。

3. エアーマット ※体位変換機能を有するものに限る。

4. 特殊浴槽 ※リフトと共に稼働するもの。側面が開閉可能なもの。

5. ストレッチャー ※入浴用を使用するもの以外は昇降機能が付いているものに限る。

移動・昇降用リフトの導入時に同時に購入等した吊り具（スリングシート）や、特殊浴槽の導入時に同時に購入等した入浴用担架や入浴用車いす等、支給の対象となる介護福祉機器と同時に購入等した、身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含めることができます。

★ただし、次に該当するものは対象外です。

- 要介護者が購入・賃借する機器
- 事業主が私的目的で購入した機器
- 事業主以外の名義の機器
- 現物出資された機器
- 販売・賃貸する目的で購入した機器
- 原材料
- 取得後、解約・第三者に譲渡した機器
- 支払い事実が明確でない機器
- 国外で導入された機器
- 資本的・経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- 配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間、法人とその代表者の配偶者間、法人とその代表者の1親等の親族間、法人とその取締役間、法人とその理事間または同一代表者の法人間の取引による機器
- 同じ機器で他の助成金をすでに受給した場合
- 1年以上にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器
- 介護福祉機器を導入した事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に利用する機器

（3）雇用管理責任者を選任していること

雇用管理責任者

雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応、その他労働者の雇用管理の改善等に関する管理業務を担当する人をいいます。計画認定申請時までには事業所ごとに選任し、選任したときは、その氏名を事業所内に周知する必要があります。

★計画に変更が生じる場合の取扱い

認定された導入・計画に変更が生じる場合は、変更内容に応じて以下の点に留意の上、「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書」（様式第b-1号）を提出し、認定された計画の変更認定申請を行う必要があります。

変更内容により、変更書を提出する期限が異なりますので、ご注意ください。

機器の導入予定日や導入・運用計画期間を変更する場合	
1	機器の導入予定日の変更とそれに伴う計画期間の変更は、変更後の機器の導入予定日の属する月の前月末までに行うこと。
2	変更前の導入・運用計画期間の初日から3か月以上1年以内の計画とすること。
新規創業事業主で事業開始日を変更する場合	
1	事業開始日の変更に伴う計画期間の変更は、変更後の事業開始日の属する月の前月末までに行うこと。
2	変更前の導入・運用計画期間の初日から3か月以上1年以内の計画とすること。
導入・運用計画期間を延長又は短縮する場合	
1	計画期間の延長又は短縮は、変更前又は変更後の計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。
2	変更前の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の計画とすること。
導入機器の内容を変更する場合	
	導入機器の内容の変更（台数、購入金額、賃借料、導入事業所の変更等）は、機器導入日の属する月の前月末までに行うこと。
導入機器の使用を徹底するための研修の内容を変更する場合	
	導入機器の使用を徹底するための研修のうち、研修費用の変更は、研修実施日の属する月の前月末までに行うこと。

※その他の変更については、変更書の提出は必要ありません。

※変更書を提出せずに、認定を受けた計画と異なる機器の導入・運用を行った場合は、原則として支給対象とはなりませんのでご注意ください。

※ハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

B 目標達成助成

(1) 「A 機器導入助成」(P 19~22)に記載する措置を実施すること

(2) 離職率※¹を目標値※²以上に低下させること

※²については、次ページ参照

(3) 離職率が30%以下となること

注意

低下させる離職率ポイント(目標値)を達成しただけでは、目標達成助成を受けられない場合があります！

(例) 対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模が30人の場合

計画時離職率	評価時離職率	
40%	33%	不支給
40%	30%	支給可

この場合、目標値7%ポイントを達成するだけでは目標達成助成(第1回)は支給されません。

※1 離職率の算出方法

① 離職率は次のとおり算出してください。

$$\text{離職率(％)} = \frac{\text{所定の期間における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数(※2)}}{\text{所定の期間の初日における雇用保険一般被保険者数}} \times 100$$

(※1)

(※1) 小数点第2位を四捨五入(ただし四捨五入の影響により、目標達成状況を正確に判定することが困難な場合には、小数点第2位以下まで算出)し、算出した値が100を超えた場合には、離職率100%とします。

(※2) 離職による雇用保険一般被保険者数…定年退職、重責解雇、役員昇格及び労働者の個人的な事情による労働時間の短縮等による者は含みません。

② 「所定の期間」は算出する離職率によって異なります。

- ・ 評価時離職率…「所定の期間」が「導入・運用計画期間の末日の翌日から起算して12か月経過する日までの期間」として算出した離職率
- ・ 計画時離職率…「所定の期間」が「導入・運用計画認定申請日」の12か月前の属する月の初日から導入・運用計画認定申請日の属する月の前月末までの期間」として算出した離職率

③ 「雇用保険一般被保険者」に短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、高年齢被保険者は含みません。

④ 「雇用保険一般被保険者」について、主たる事業が介護事業以外の事業主が介護福祉機器を導入する場合は、「介護労働者のうち一般被保険者の数」をカウントします。

※ 2 低下させる離職率ポイント（目標値）

助成金の受給には、評価時離職率を、計画時離職率より下表に記載する離職率ポイント以上低下させる必要があります。目標値は、対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数の規模に応じて変わります。

対象事業所における 雇用保険一般被保険 者の人数規模区分	1～9人	10～ 29人	30～ 99人	100～ 299人	300人 以上
低下させる離職率ポ イント（目標値）	15% ポイント	10% ポイント	7% ポイント	5% ポイント	3% ポイント

① [計画時離職率－目標値] の値が0%を下回る場合、新規創業等で計画時離職率を算出できない場合は、**評価時離職率を0.0%とすることを目標**とします。

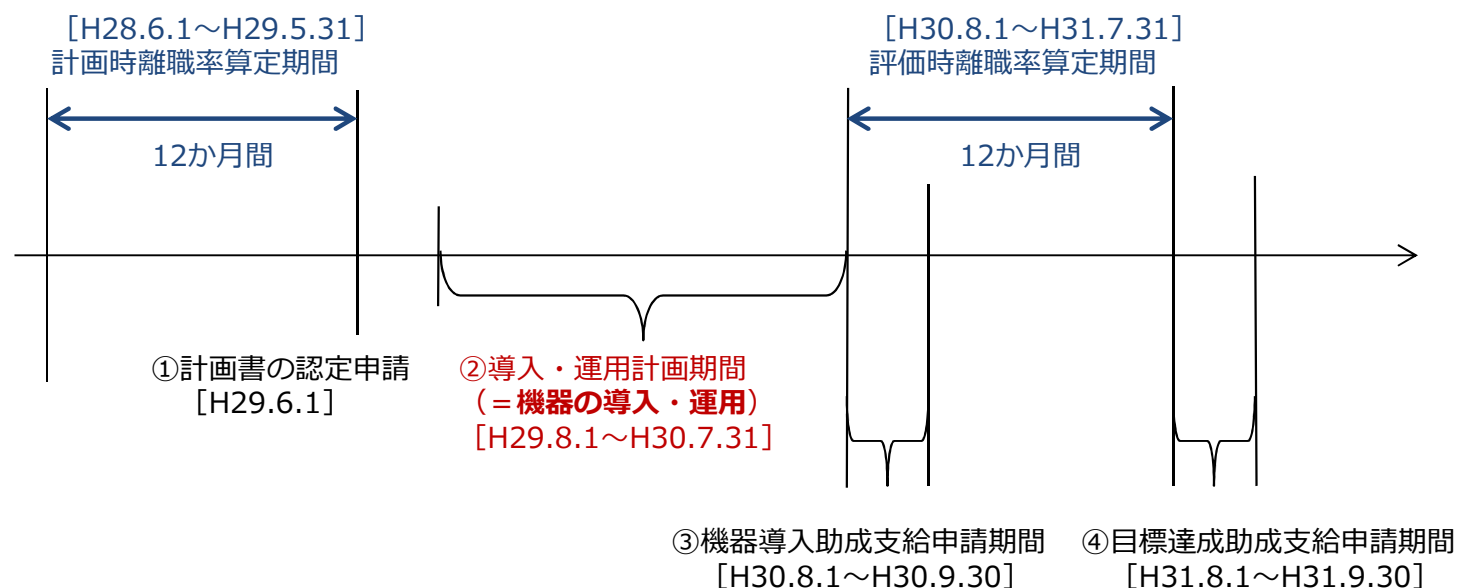
② 人数規模区分は、評価時離職率算定期間の初日時点の人数規模区分を適用します。

（例）対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模が30人の場合

- ・計画時離職率 **15.0%** —————> 評価時離職率 **8.0%** 以下とすることが必要
- ・計画時離職率 **5.0%** —————> 評価時離職率 **0.0%** とすることが必要

★ 介護福祉機器助成コースの申請期間の考え方

- 導入・運用計画期間をH29.8.1～H30.7.31とし、導入・運用計画認定申請をH28.6.1に行う場合



①	導入・運用計画書を作成し、提出します。 その際、認定申請日の12か月前の日の属する月の初日から導入・運用計画認定申請日の属する月の前月末までの期間の離職率を「計画時離職率」として計算します。 【上図の場合】 導入・運用計画認定申請日：H29.6.1 計画時離職率算定期間：H28.6.1～H29.5.31
②	認定された計画に基づき、機器の導入・運用をします。 【上図の場合】 導入・運用計画期間：H29.8.1～H30.7.31
③	機器導入助成の支給申請を計画期間終了後2か月以内に行います。 【上図の場合】 機器導入助成支給申請書提出期間：H30.8.1～H30.9.30
④	導入・運用計画期間の末日の翌日から起算して12か月経過する日までの期間の離職率を「評価時離職率」として計算し、計画認定時に示した目標値を達成していれば、目標達成助成を受けられます。 評価時離職率算定期間終了後2か月以内に支給申請を行います。 【上図の場合】 評価時離職率算定期間：H30.8.1～H31.7.31 目標達成助成支給申請書提出期間：H31.8.1～H31.9.30

Ⅱ-2. 助成金の対象事業主

A 機器導入助成

(1) 雇用保険の適用事業の事業主であること

(2) 介護事業主※であること

※ 介護福祉機器助成コースの場合、下の図にある介護サービスのうち、**11、12、33、34、47、48、50を除く**介護サービスを提供している事業主が対象となります。

介護事業主

本助成の対象となる事業主は、介護福祉機器を導入する事業所において、以下の介護サービスの提供を業として行う事業主となります。他の事業と兼業していても差し支えありません。

介護保険法関連

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1. 訪問介護 | 21. 複合型サービス |
| 2. 訪問入浴介護 | 22. 居宅介護支援 |
| 3. 訪問看護、老人訪問看護
(高齢者の医療の確保に関する法律関連) | 23. 介護福祉施設サービス |
| 4. 訪問リハビリテーション | 24. 介護保健施設サービス |
| 5. 居宅療養管理指導 | 25. 介護予防訪問入浴介護 |
| 6. 通所介護 | 26. 介護予防訪問看護 |
| 7. 通所リハビリテーション | 27. 介護予防訪問リハビリテーション |
| 8. 短期入所生活介護 | 28. 介護予防居宅療養管理指導 |
| 9. 短期入所療養介護 | 29. 介護予防通所リハビリテーション |
| 10. 特定施設入居者生活介護 | 30. 介護予防短期入所生活介護 |
| 11. 福祉用具貸与 | 31. 介護予防短期入所療養介護 |
| 12. 特定福祉用具販売 | 32. 介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 13. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 33. 介護予防福祉用具貸与 |
| 14. 夜間対応型訪問介護 | 34. 特定介護予防福祉用具販売 |
| 15. 地域密着型通所介護 | 35. 介護予防認知症対応型通所介護 |
| 16. 認知症対応型通所介護 | 36. 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 17. 小規模多機能型居宅介護 | 37. 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 18. 認知症対応型共同生活介護 | 38. 介護予防支援 |
| 19. 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 39. 訪問型サービス |
| 20. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | 40. 通所型サービス |
| | 41. その他生活支援サービス |
| | 42. 介護予防ケアマネジメント |

障害者総合支援法関連

- 43. 障害福祉サービス
- 44. 地域活動支援センターで行われる介護サービス

児童福祉法関連

- 45. 障害児通所施設で行われる介護サービス
- 46. 障害児入所施設で行われる介護サービス

その他

- | | |
|--|------------------------------|
| 47. 救護施設で行われる介護サービス
(生活保護法関連) | 49. 居宅において行われる介護サービス |
| 48. 居宅生活支援施設および養護事業を行う施設で
行われる介護サービス
(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関連) | 50. 福祉用具販売(12、34以外) |
| | 51. 移送 |
| | 52. 要介護者への食事の提供(配食) |
| | 53. その他の福祉サービス
又は保健医療サービス |

- 平成23年度で廃止とした介護療養型医療施設については「平成24年厚生労働省令第10号」により、平成29年度末までの経過措置が終了するまでは引き続きその効力を有すると定められています。
- 改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則において介護関係業務とされていた介護予防訪問介護および介護予防通所介護については、「平成27年厚生労働省令第57号」により、平成29年度末までの経過措置が終了するまでは引き続きその効力を有すると定められています。

(3) 過去に次の助成金を受給している場合、次の条件を満たすこと

①『本助成金（Ⅱ介護福祉機器助成コース／A機器導入助成）』を受給している場合

介護福祉機器を導入等した事業所（雇用保険適用事業所単位）での累計額が150万円未満で、導入・運用計画提出時において前回の支給決定日を過ぎていることが必要です。
また、その累計額が150万円に達している場合は、A機器導入助成の最後の支給決定日の翌日から3年を経過していることが必要です。

②『職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）』

※平成29年3月31日までに計画認定申請を提出したもの

『中小企業労働環境向上助成金（介護福祉機器等助成）』

『介護労働環境向上奨励金（介護福祉機器等助成）』

『介護労働者設備等導入奨励金』

『介護労働者設備等整備モデル奨励金』を受給している場合

介護福祉機器を導入等した事業所（雇用保険適用事業所単位）での累計額が300万円未満で、導入・運用計画提出時において前回の支給決定日を過ぎていることが必要です。
また、その累計額が300万円に達している場合は、最後の支給決定日の翌日から3年を経過していることが必要です。

(4) 離職者がいる場合、次の条件を満たすこと

導入・運用計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から本助成金（Ⅱ介護福祉機器助成コース／A機器導入助成）に係る支給申請書の提出日までの間に、倒産や解雇などの離職理由^(※)により離職した者の数が、導入・運用計画提出日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く）。

(※) 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職）をいいます。

過去3年以内に②の助成金を受給した事業主の皆さまへ

②の助成金の累計額によって、この助成金（機器導入助成）の上限額が変わります！

(例) 平成28年度中に職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）200万円を受給済みで、新しく800万円の介護福祉機器を導入するに当たって、この助成金を活用する場合。

①機器導入助成

300万円（②の助成金の上限額）－200万円（受給済額）＝100万円（上限額）

800万円×25%（助成率）＝200万円＞100万円

支給可能額：100万円

②目標達成助成

800万円×20%（生産性要件に係る申請の場合は35%）（助成率）

＝160万円（280万円）＞150万円（上限額）

支給可能額：150万円

※ 過去3年以内に②の助成金を受給し、上限300万円に到達している場合は最後の支給決定日の翌日から3年を経過するまで、新しく導入・運用計画書を提出することはできません。

B 目標達成助成

(1) 本助成金（Ⅱ介護福祉機器助成コース／A機器導入助成）の支給を受け、引き続き導入した介護福祉機器を運用していること

(2) 離職率の目標を達成すること（P23）

(3) 離職者がいる場合、次の条件を満たすこと

導入・運用計画期間の末日の翌日から本助成金（Ⅱ介護福祉機器助成コース／B目標達成助成）に係る支給申請書の提出日までの間に、倒産や解雇などの離職理由（※）により離職した者の数が、評価時離職率算定期間の初日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く）。

（※）雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職）をいいます。

Ⅱ-3. 支給申請

A 機器導入助成

計画期間終了後**2か月以内**に申請書を各都道府県労働局に提出してください。

必要な書類

導入・運用計画の変更がないか、変更がある場合は導入・運用計画（変更）書（様式第b-1号）を提出したかを確認してください。

☐ 1	「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース／機器導入助成）支給申請書」（様式第b-5号） 「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】」（様式第b-5号別紙）	
☐ 2	「職場定着支援助成金 介護福祉機器販売・賃貸証明書」（様式第b-6号）	
☐ 3	導入した介護福祉機器の内容がわかる書類	売買契約書（請求書・領収書）（写）、賃貸契約書（写）、保守契約書（写）、パンフレット、事業所内で撮影した機器の写真など
☐ 4	導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修に関する内容が確認できる資料	
☐ 5	導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の支払いを証明する資料（写）	
☐ 6	導入効果の把握に関する書類	介護労働者が実際に記入したアンケート
☐ 7	総勘定元帳（現金科目・預金科目）（写） または預金通帳（写）	機器の支払いに関する部分のみで可
☐ 8	支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）	
☐ 9	その他管轄労働局長が必要と認める書類	

★ 支給申請時に、介護福祉機器が計画どおりに導入・運用されていることを、必要に応じて現地確認します。

以下に該当する場合には助成金を支給できません。

- 導入機器を転用、譲渡、売却、解約、改造した場合
- 正当な理由なく機器を設置していない場合、設置しているが使用を停止している場合
- 適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
- 機器が計画とは異なる事業所に導入された場合
- 機器を導入した事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に使用している場合

B 目標達成助成

評価時離職率算定期間終了後 **2か月以内** に申請書を各都道府県労働局に提出してください。

必要な書類

☐ 1	「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）支給申請書」（様式第b-7号）	
☐ 2	主たる事業が介護事業以外の事業主が、経営する介護事業所に機器を導入する場合	「介護労働者名簿」（第b-7号別紙）
☐ 3	対象事業所における評価時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況が分かる書類	離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）など
☐ 4	「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）	
☐ 5	その他管轄労働局長が必要と認める書類	
☐ 6	（生産性要件を満たした場合の支給額の申請を行う場合） 生産性要件を満たしているか確認するための書類 及び算定の根拠となる証拠書類	「生産性要件算定シート」（共通要領様式第2号）、損益計算書、総勘定等

★ 支給申請時に、引き続き介護福祉機器が運用されていることを、必要に応じて現地確認します。

以下に該当する場合には助成金を支給できません。

- 導入機器を転用、譲渡、売却、解約、改造した場合
- 正当な理由なく機器を設置していない場合、設置しているが使用を停止している場合
- 適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
- 機器が計画とは異なる事業所に導入された場合
- 機器を導入した事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に使用している場合

II-4. 支給額

A 機器導入助成

**<支給対象経費>の合計額（税込）の25%
（上限150万円※）を支給します。**

B 目標達成助成

**<支給対象経費>の合計額（税込）の20%
（生産性要件を満たした場合、35%）（上限
150万円）を支給します。**

○支給対象経費

- イ. 介護福祉機器の導入費用
（設置費用等は除く。）
- ロ. 保守契約費
- ハ. 機器の使用を徹底させるための研修費

※ 機器導入助成の上限額については、27ページ参照

（留意事項）

- 介護福祉機器の設置に係る費用（工事費等）や送料、振込手数料は対象とはなりません。
- 介護福祉機器を賃借する場合は、導入・運用計画期間内に実際に賃借した期間の費用のみが対象となります。
- 介護福祉機器を購入し、分割で支払う場合は、支給申請の日までに支払いが完了した分のみ（利子を含む）が対象となります。
- 保守契約に関して導入・運用計画期間を超えて締結する場合は、導入・運用計画期間内に相当する額（月割・年割などで計算）が対象となります。